

福岡県公報

平成十七年六月十日
第二千三百九十八号
増刊 ①

目次

告 示 (第千四百四十七号―第千四百四十八号の二)

- 漁業共済の加入区の設定の一部改正 (水産振興課) ……………一
- 漁業共済の加入区の設定の一部改正 (水産振興課) ……………三
- 漁業共済の加入区の設定の一部改正 (水産振興課) ……………三

告 示

福岡県告示第千四百四十七号

漁業共済の加入区の設定(平成八年十二月福岡県告示第二千二百六十三号)の一部を次のように変更したので、漁業災害補償法施行例(昭和三十九年政令第二百九十三号)第十八条の五第四項において準用する第七条第三項の規定により公示する。

平成十七年六月十日

福岡県知事 麻生 渡

表中

特定のり川口第3加入区	川口漁業協同組合の地区のうち 三条野地区	のり養殖業
特定のり久間田加入区	久間田漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり浜武加入区	浜武漁業協同組合の地区	のり養殖業

特定のり沖端第1加入区	沖端漁業協同組合の地区のうち 柳川市大字筑紫町の地区	のり養殖業
特定のり沖端第2加入区	沖端漁業協同組合の地区のうち 柳川市大字稲荷町、大字鬼童町の地区	のり養殖業
特定のり沖端第3加入区	沖端漁業協同組合の地区のうち 柳川市大字矢留本町、大字吉富町の地区	のり養殖業
特定のり沖端第4加入区	沖端漁業協同組合の地区のうち 柳川市大字矢留町の地区	のり養殖業
特定のり両開加入区	両開漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり西宮永加入区	西宮永漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり東宮永加入区	東宮永漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり川口第3加入区	川口漁業協同組合の地区のうち 三条野地区	のり養殖業
特定のり浜武加入区	浜武漁業協同組合の地区	のり養殖業
特定のり沖端第1加入区	沖端漁業協同組合の地区のうち 柳川市筑紫町の地区	のり養殖業

を

特定の中島第3加入区	特定の中島第2加入区	特定の中島第1加入区	特定の中島第4加入区	特定の中島第3加入区	特定の中島第2加入区	特定の中島第1加入区	特定の中島第4加入区	特定の中島第3加入区	特定の中島第2加入区	特定の中島第1加入区
中島漁業協同組合の地区のうち 大和町の東上町地区	中島漁業協同組合の地区のうち 大和町の西上町地区	中島漁業協同組合の地区のうち 大和町の東上町地区	柳川漁業協同組合の地区のうち 旧東宮永漁業協同組合の地区	柳川漁業協同組合の地区のうち 旧西宮永漁業協同組合の地区	柳川漁業協同組合の地区のうち 旧久間田漁業協同組合の地区	柳川漁業協同組合の地区のうち 旧久間田漁業協同組合の地区	柳川漁業協同組合の地区のうち 旧久間田漁業協同組合の地区	柳川漁業協同組合の地区のうち 旧久間田漁業協同組合の地区	柳川漁業協同組合の地区のうち 旧久間田漁業協同組合の地区	柳川漁業協同組合の地区のうち 旧久間田漁業協同組合の地区
のり養殖業	のり養殖業	のり養殖業	のり養殖業	のり養殖業	のり養殖業	のり養殖業	のり養殖業	のり養殖業	のり養殖業	のり養殖業

を

に、

める。

特定の中島第5加入区	特定の中島第4加入区	特定の中島第3加入区	特定の中島第2加入区	特定の中島第1加入区	特定の中島第5加入区	特定の中島第4加入区
中島漁業協同組合の地区のうち 柳川市大和町の鷹尾東地区、鷹尾西地区、江崎地区及び高田町大字徳島の地区	中島漁業協同組合の地区のうち 柳川市大和町の下町地区	中島漁業協同組合の地区のうち 柳川市大和町の中町地区	中島漁業協同組合の地区のうち 柳川市大和町の西上町地区	中島漁業協同組合の地区のうち 柳川市大和町の東上町地区	中島漁業協同組合の地区のうち 大和町の鷹尾東地区、鷹尾西地区、江崎地区及び高田町大字徳島の地区	中島漁業協同組合の地区のうち 大和町の下町地区
のり養殖業	のり養殖業	のり養殖業	のり養殖業	のり養殖業	のり養殖業	のり養殖業

に改

福岡県告示第千四百四十八号

漁業共済の加入区の設定（平成八年十二月福岡県告示第二千二百六十四号）の一部を次のように変更し、平成十七年四月一日から適用することとしたので、漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第十八条の五第四項において準用する第七条第三項の規定により公示する。

平成十七年六月十日

福岡県知事 麻生 渡

表中

特定わかめ福吉加入区
福吉漁業協同組合の地区
わかめ養殖業

を

める。

特定わかめ福吉加入区
糸島漁業協同組合の地区のうち旧福吉漁業協同組合の地区
わかめ養殖業

に改

福岡県告示第千四百四十八号の二

漁業共済の加入区の設定（平成八年十二月福岡県告示第二千二百六十二号）の一部を次のように変更し、平成十七年四月一日から適用することとしたので、漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第十五条第三項において準用する第七条第三項の規定により公示する。

平成十七年六月十日

福岡県知事 麻生 渡

表中

かき福吉加入区
福吉漁業協同組合が行使用するかき養殖に係る区画漁業権の水域
かき養殖業

を

改める。

かき福吉加入区
糸島漁業協同組合が行使用するかき養殖に係る区画漁業権の水域のうち旧福吉漁業協同組合の区画漁業権の水域
かき養殖業

に、

かき船越加入区
船越漁業協同組合が行使用するかき養殖に係る区画漁業権の水域
かき養殖業

を

かき船越加入区
糸島漁業協同組合が行使用するかき養殖に係る区画漁業権の水域のうち旧船越漁業協同組合の区画漁業権の水域
かき養殖業

に

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一
株式会社
弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)